



鳥取県公報

平成14年4月3日(水)
号外第74号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(5)	
	(地域課).....	1

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

鳥取県公安委員会規則第5号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県郡家警察署	略			鳥取県郡家警察署	略		
	郡家町稲荷警察官駐在所	郡家町大字稲荷	略		郡家町堀越警察官駐在所	郡家町大字堀越	略
略				略			
鳥取県浜村警察署	略			鳥取県浜村警察署	略		
	気高町浜村警察官駐在所	気高町大字勝見	略		気高町浜村警察官駐在所	気高町大字下原	略
略				略			

鳥 取 県 倉 吉 警 察 署	略		
	関金町警察官駐在所	関金町大字 太鳥居	略
	略		
	羽合町浅津警察官駐在所	羽合町大字 はわい温泉	略
略			
鳥 取 県 倉 吉 警 察 署	略		
	関金町警察官駐在所	関金町大字 関金宿	略
	略		
	羽合町浅津警察官駐在所	羽合町大字 浅津	略
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表鳥取県郡家警察署の項の改正は、平成14年4月6日から施行する。